

社会福祉法人ポレポレ役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポレポレの定款8条及び22条に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき選任された者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第二章の規定に基づき選任された者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の種類)

第3条 役員に支給する報酬等の種類及び額は、次の各号に掲げるものとする

- (1) 理事長 報酬 時給 1,500円で勤務時間に応じて支給
- (2) 理事 報酬 (1回 5,000円)
- (3) 評議員 報酬 (1回 5,000円)
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬 (1回 5,000円)
- (5) 会計監事 報酬 (年額60,000円)
- (6) 監事 報酬 (監事監査 1回 10,000円)
(理事会 1回 5,000円)

2 この法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている役員等に関しては、報酬は支給しない。(理事長も適用される)ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、役員に準じて支給される。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会又はその他の会議に参加するため、法人業務に従事もしくは旅行した時は、職員旅費規程に準じて実費弁償費を支給する

- 2 理事が、理事会・評議委員会外に業務執行にあたる場合は、1日5,000円の日当を支給する。ただし、この法人の職務を兼務し、職員給与が支払われている役員が、正規の勤務時間内に行う業務執行については、この限りではない。

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 11 月 26 日 改正
(尚、この規程は平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用するものとする)
- 3 令和 7 年 4 月 1 日 改正